

国語に関する学術研究の推進に関する作業部会 における検討の観点について（案）

○ 独法改革法附則第15条を踏まえ、以下の観点について検討を行う

1 人間文化研究機構の調査・検証（平成23年7月）について

- ・同調査・検証は、①資料・情報の収集・整理・発信等、②調査研究の推進、③国際交流・連携活動、④大学院教育等若手研究者の育成、⑤社会への貢献等、⑥組織・予算等の6項目について実施

2 学術分科会報告「国語に関する学術研究の推進について」（平成20年7月）における「新しい大学共同利用機関の組織整備の基本的考え方」について

また、独法改革法附則第14条を踏まえ、「日本語に関する調査研究」を行う組織等が整備されており、同様に検討することが必要。

- ・同報告は「新しい大学共同利用機関の組織整備の基本的考え方」として、①基本方針、②研究領域、③主要事業、④組織・運営について提言

3 同報告における「国語に関する学術研究を推進するための中核的研究機関としての機能を持った大学共同利用機関」について

- ・同報告は、「国語に関する学術研究を推進するための中核的研究機関としての機能を持った大学共同利用機関を設置することが必要」と提言

4 まとめ（今後の期待含む）